

大名小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)

上記の定義のもと、すべての児童が安心して学校生活に取り組むことができるよう、本校におけるいじめの兆候や発生を見逃さず、全職員が適切かつ迅速にいじめに対し対処する責務を有することを全教職員で共有する。

いじめの態様

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 金品や持ち物をたかられる。
- 金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 学校全体の取組として、本年度重点目標の一つに「思いやりの心を持ち、共に生きる子供の育成を図る」を設定し、全校体制で取り組む。

イ 教科・領域において下記の項目を意識して行う。

- ① 道徳の指導内容2の(2)「親切、思いやり」を指導する。
- ② 学級活動の活動内容(2)ウ「望ましい人間関係」を重点化して指導する。
- ③ 「相手の心に傷がつくような言動をしないこと」を学級経営の柱にすえて、そのような事実があったときは、即、指導の徹底を期す。
- ④ 奉仕的な活動、交流学习等の体験学習を積極的に取り入れ、人との関わりを通して、「親切、思いやり」の心を培うようにする。
- ⑤ 「教育相談」の時間や学校裁量時間の活用により、不安や悩みに応え、望ましい人間関係づくりに努める。

ウ いじめ問題解決に向けて、学校と保護者の立場の違いはあれ、方向性は同じであるという理解と協力を得ながら、十分に情報連携し共通理解を図る。

エ 個人情報に留意しながら、地域教育機関と情報を共有しつつ、個々の児

童の課題解決に向けて連携を図れるように努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するため、月に 1 回開催の校内生徒指導委員会の開催(児童の実態把握や職員間の情報共有)、定期的な調査を次の通り実施する。

- ① 学級担任対象の各学年からの情報提供・・・毎月
- ② 全児童対象のいじめアンケート(別紙参照)・・・毎月第4水曜日
※全児童のアンケートは5年間金庫で保管する
- ③ 保護者対象気になる事アンケート調査・・・無記名(6, 12月)

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめの相談ができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ① 教育相談週間の設定・・・年2回(6月、11月)
- ② スクールカウンセラーの活用

なお、定期的面談相談は上記の通りであるが、その他の形態として「呼びかけ相談(話しに来るように呼びかける)」「自発相談(児童が自発的に来る)」「チャンス相談(偶発的な機会をとらえる)」も随時行う。

(3) いじめの防止等の対策に従事する教職員の資質の向上

いじめやいじめに関連しての暴力等は、児童の人権に関わる重大な問題である。児童理解や早期発見(チェックシート活用)に努め、人権ガイドブック等を活用して教職員の意識を高めるとともに、年間計画に位置づけ、より一層の指導の充実を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

有害情報やメール、ライン、掲示板等での誹謗・中傷など、情報化の影の部分への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、年間計画に位置づけた情報モラルに関する指導を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめ対策のための校内組織の常置

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、該当担任からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。ただし、本校の学校規模の実態か

ら、基本的には全職員への共通理解・共通指導を実施する。

(2) いじめに対する措置

ア いじめ等の相談またはその事実があると思われるときは、担任が事実の把握を慎重に行う。必要に応じて、他の教職員が事実の把握を行う。また、いじめの事実の有無の確認後、その結果を教育委員会に報告する。

イ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの事案にかかる情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための適切な措置を行う。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは駐在所や教育委員会と連携して対処する。

(3) 懲戒権の適切な行使

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に留意し、学校教育法第 11 条の規定に基づき適切に懲戒を加える。

4 重大事態への対処 ※対処の流れフロー図掲載

いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、次の対策を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、那覇市教育委員会へ速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

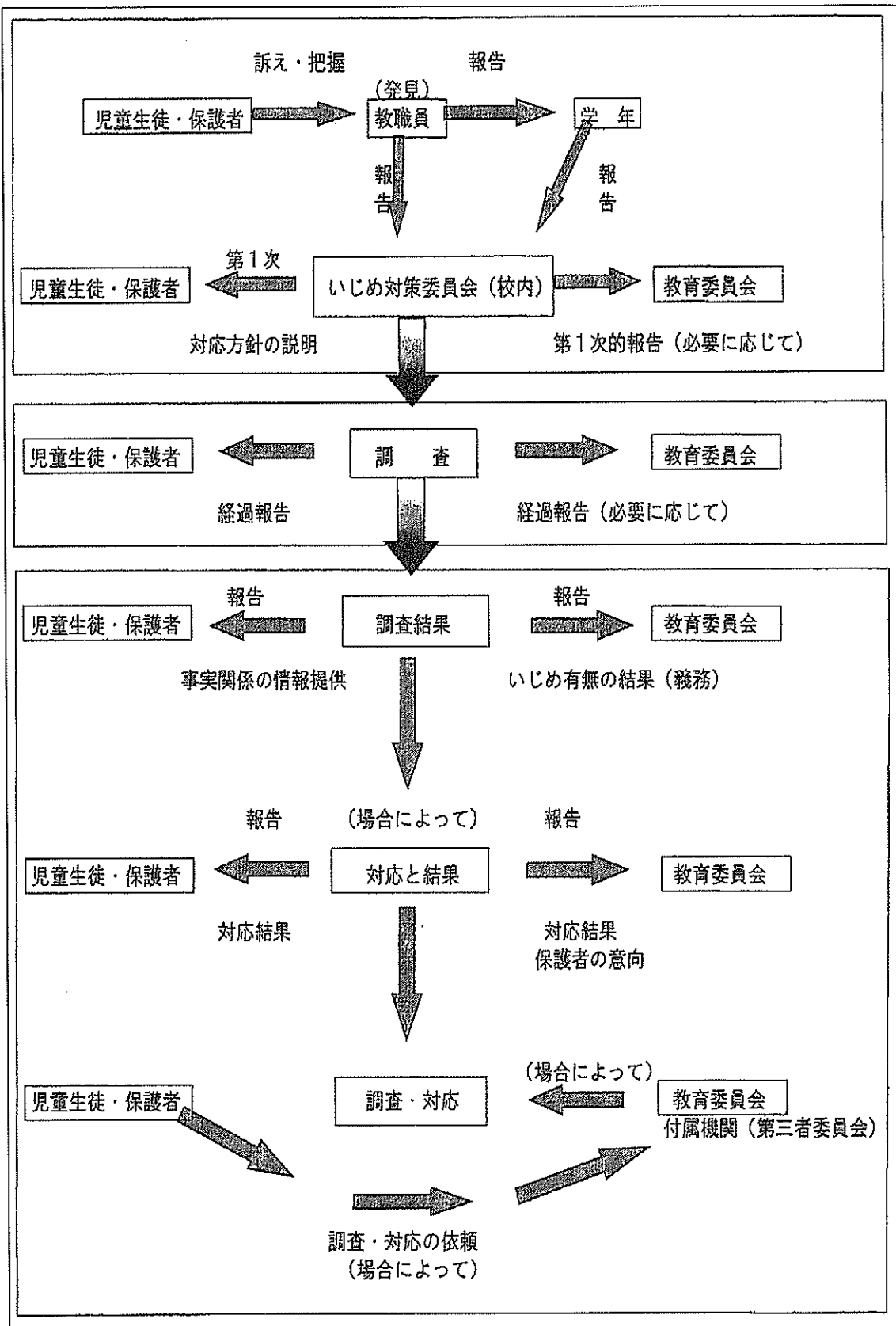
ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

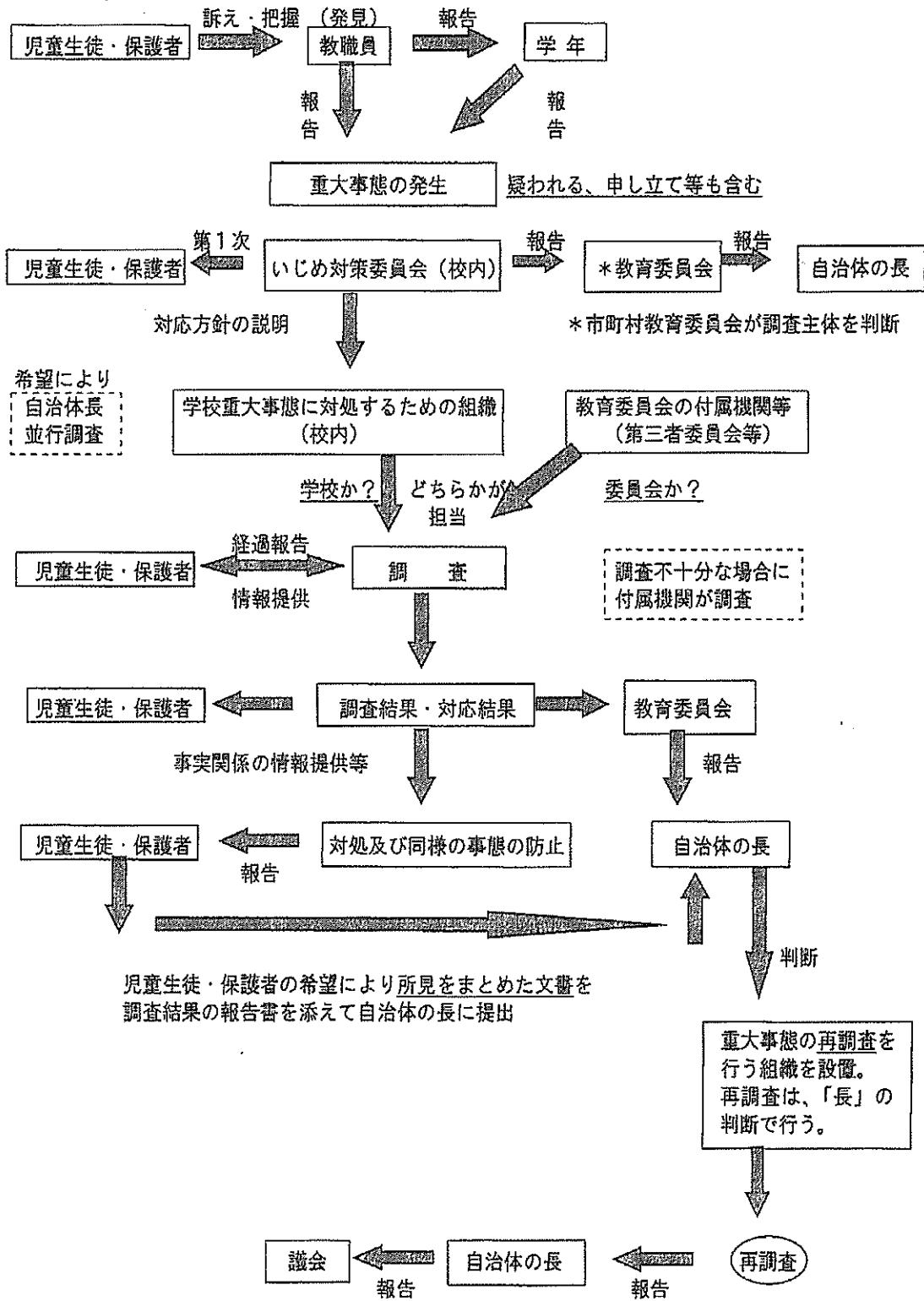
5 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価・学校評議員評価と合わせてその結果を公表する。

いじめ発生時の通常対応フロー図



重大事態発生の事案対処等のフロー図



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。